

農林漁業法人等投資育成制度Q & A（令和7年4月1日時点）

【金融機関等向け】

問1 投資円滑化法の目的は何ですか。

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）は、「農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」（第一条）をその目的としています。この法律に基づいて農林漁業法人等への投資事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行おうとする者は、その目的に沿った形で事業を行っていただく必要があります。

問2 「農林漁業法人等投資育成事業」「農林漁業法人等投資育成制度」とは何ですか。

「農林漁業法人等投資育成事業」とは、

（ア）株式会社又は投資事業有限責任組合（LPS）が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業

（イ）農林漁業法人等への経営又は技術指導

を行うものであり、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていくものです。

「農林漁業法人等投資育成制度」とは、投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けて、農林漁業法人等投資育成事業を行う制度です。

問3 農林漁業法人等へ投資するメリットは何ですか。

一般的には、農林漁業法人等への投資により、一定程度の配当収入等が期待できるほか、農林漁業法人等との新たな関係構築によるビジネスチャンスの拡大、地域産業の育成や成長発展に貢献するなどのメリットがあります。

問4 農林漁業法人等投資育成制度を活用すると、どのようなメリットがあるのですか。

本制度の活用により、株式会社日本政策金融公庫との共同出資により投資事業有限責任組合（LPS）を設立することが可能となり、同公庫がこれまで農林漁業法人等融資を通じて蓄積してきた知見も活用しながら、LPSを通じて農林漁業法人等に対して出資することが可能となります。

さらに、LPSが行う外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令で定めるものを除く。以下この間において同じ。）への投資は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき、外国法人に対する投資額を全体の50%未満までとする制限がありますが、本制度の下では、この制限の対象外となります（大臣確認が必要ななど一定の要件や、公庫の出資を受ける場合は一定の制限があります）。

また、特に食品産業分野については、農林水産省（大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課）が窓口となり、フードバリューチェーンに関わる各種施策の紹介等のサポートを行います。

問5 農林水産大臣の承認を受けて農林漁業法人等投資育成事業を行うには、どうすればよいですか。

法令に基づき事業計画書その他必要書類を農林水産省経営局金融調整課（農業分野）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）に提出していただく必要があります。申請書様式や農林水産大臣の承認基準など詳細については、「農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン」（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/guideline.pdf>）に定めておりますので、ご確認いただくとともに、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にお問い合わせください。

問6 投資に当たっての事業計画について、投資額の規模は自由に決められますか。

事業計画における投資額の規模については、上限額や下限額はありません。ただし、農林水産大臣が、当該事業の実施に当たって必要となる運営経費などを差し引いても採算性が見込まれる投資規模となっていること、本事業を円滑かつ確実に遂行するために十分な資

金の調達が見込まれること等の観点から事業計画の審査を行います。

問7 投資先として認められる「農林漁業法人等」とはどのような法人ですか。

以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する法人であって、当該法人の事業活動が、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を有する者です。

(イ) 農業法人

農事組合法人又は株式会社等(株式会社又は持分会社)であって農業を営むもの(公庫の出資を受ける場合は、認定農業者に限る)

(ロ) 林業法人

株式会社等であって林業を営むもの

(ハ) 漁業法人

株式会社等であって漁業を営むもの及び漁業生産組合

(ニ) 食品産業法人

農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる事業を営むもの

(ホ) 支援法人

農事組合法人又は株式会社等であって、(イ)から(ニ)までの者が営む事業の合理化・高度化などの改善の支援、その他の農林水産業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業として農林水産省令で定めるものを行うもの(問10参照)

問8 投資先の農林漁業法人等に求められる、当該法人の営む事業活動に関する具体的な目標とは何ですか。

投資対象となる事業者は、事業活動を通じて、「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与」が求められます。

農業法人、林業法人、漁業法人及び食品産業法人は、自らの事業活動を健全に発展させることが、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に直接的に寄与することから、自社の健全な発展に繋がる取組を目標としてください。

一方、支援法人は、農林漁業法人や食品産業法人に対する支援を通じて、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に間接的に寄与することから、その持続的な発展に繋がる支援の取組を目標としてください。また、外国法人は、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に繋がる取組を目標としてください。

この目標については、農林漁業又は食品産業の拡大、付加価値の向上、費用の低減、農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進、環境への負荷の低減などが該当すると考えられます。また、この目標は、可能な範囲でできるだけ定量的な目標値又は活動指標である必要があります。投資判断にあたり事業計画の精査を行う過程で、その内容について確認を行ってください。なお、農業分野であれば農業経営改善計画などに記載のある営農活動や農業経営の規模拡大が当てはまると考えられます。

別表に目標の例を挙げていますが、判断に迷う場合には、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。

問 9 投資先事業者の営む事業活動に関する具体的な目標は、投資先事業者が自ら定める必要がありますか。

投資先事業者が定めることとされておりますが、投資先事業者と投資主体との相談の中で、投資主体側から提示した目標を、投資先事業者が自らの目標と認識して事業活動を行えば問題ありません。

なお、目標は、必ずしも投資先事業者との契約書に盛り込む必要はありませんが、投資主体と投資先事業者との間で認識の相違が生じないように、文書で共有してください。

問10 問 7 の（ホ）支援法人にある、農林水産省令で定めるものとは何ですか。

投資円滑化法施行規則第 1 条に定める、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動のことであり、具体的には、下記（イ）のいずれかの事業活動により下記（ロ）のいずれかの事業効果が発現することが求められます。

（イ）事業活動

- 一 農林漁業又は食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する技術の開発又は提供を行う事業活動
- 二 農林水産物又は食品に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものを電気、熱その他のエネルギーに変換する事業活動
- 三 農林漁業又は食品産業の体験を提供する事業活動
- 四 持続性の高い農林漁業の生産方式の導入、食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の排出の抑制その他の持続可能な農林漁業又は食品産業の形態の確保に資する事業活動
- 五 その他の事業活動

(ロ) 事業効果

- 一 我が国農林漁業又は食品産業の事業者の事業の拡大、付加価値の向上又はこれらに要する費用の低減
- 二 我が国農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進又は環境への負荷の低減
- 三 その他の我が国農林漁業又は食品産業の持続的な発展への直接的な寄与

※出資を受ける際に投資先が作成する事業計画において、上記事項についてできるだけ定量的に記載させてください。

※我が国の農林漁業又は食品産業の健全な発展を阻害しない事業に限ります。

問11 投資先の農林漁業法人等は、外国法人でも構わないのですか。その場合の要件はありますか。

問7～10に記載のとおり、当該法人の事業活動が、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与するものであれば、我が国の農林漁業又は食品産業の事業者の健全な発展を阻害しない範囲で、外国法人も本制度の対象となり得ます。

具体的には、下記（イ）及び（ロ）のいずれの事項も確保されているかにより確認してください。

- （イ）我が国の農林漁業又は食品産業の事業者と取引、資本その他の面での密接な関連性を有するものと認められること。
- （ロ）我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めること。

なお、投資円滑化法に基づく承認を受けたLP Sが全体の50%を超えて外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令で定めるものを除く。）への投資を行うには、投資円滑化法第12条に基づく大臣の確認手続が必要です。

問12 新たに農林漁業法人等を設立する場合など、投資前には農林漁業法人等に該当せず、投資後に農林漁業法人等に該当する見込みである法人に対して投資を行うことは可能ですか。その場合、どのような点に留意する必要がありますか。

投資前に農林漁業法人等に該当しない場合であっても、投資後に、

- （イ）新規に農林漁業法人等を設立する場合
- （ロ）農林漁業法人等に該当しない既存の法人が、新規に農林漁業、食品事業、又はこれらに寄与する事業（支援事業）に参入する場合

(ハ) 農林漁業法人等に該当する子会社等を有しない持株会社が、新規に農林漁業法人等に該当する子会社等を有する場合

(ニ) 日本企業と密接な関連性を有しない外国法人が、新規に日本企業と業務提携を行うこと等により、密接な関連性を有することとなる場合

等の場合は、本制度に基づく投資対象となり得ます。

これらの場合においては、投資後に農林漁業法人等に該当することとなると見込まれる根拠を、投資主体の責任において整理していただくとともに、投資先事業者が農林漁業法人等として営む事業活動に関して、具体的な目標を定める必要があります。

なお、農林漁業法人等に該当しない状態で投資が継続する場合には、投資主体の側が、法に基づく指導監督の対象となる可能性があります。このため、投資先の事業者が法の趣旨に即した事業活動を行わない場合の取扱いについて、あらかじめ事業者との間で取り決めを行っておくなど、必要な措置をご検討ください。

問13 農林漁業法人等投資育成制度の投資主体にはどのような形態がありますか。

投資主体の形態は、投資円滑化法において、株式会社又は投資事業有限責任組合とされています。

問14 金融機関のみが出資した株式会社又は投資事業有限責任組合しか農林水産大臣の承認は受けられないのですか。また、複数の金融機関等が出資した株式会社又は投資事業有限責任組合による申請は可能ですか。

金融機関以外の企業が出資した株式会社又は投資事業有限責任組合であっても、農林水産大臣の承認を受けることが可能です。また、複数の金融機関やその他の企業が合同で出資した株式会社又は投資事業有限責任組合であっても大臣承認を受けることが可能です。

問15 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるにはどうすればよいですか。

農林水産大臣の承認とは別に、株式会社日本政策金融公庫の出資判断を経る必要がありますので、詳細については、公庫に直接お問い合わせください。

なお、公庫の予算上の制約などもありますので、希望者全てが出資を受けられるとは限らないことにご留意ください。

問16 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受ける際の要件を教えてください。

株式会社日本政策金融公庫からの出資の要件については、公庫がHPに公表している募集要項において定めています。詳しくは、同公庫に直接お問い合わせください。

問17 農林水産大臣の承認を受けると、必ず株式会社日本政策金融公庫の出資は受けなければならないのですか。

株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成制度により農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能です。同公庫からの出資を希望しない場合は、同公庫への申請手続は必要ありませんので、直接、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にお問い合わせください。

問18 投資対象となる農林漁業法人等にはどのような形態がありますか。

投資主体が株式会社の場合は、農事組合法人、漁業生産組合、株式会社（特例有限会社を含む。）又は持分会社形態の農林漁業法人等が投資対象となります。

投資主体が投資事業有限責任組合の場合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律の規定により、株式会社（特例有限会社を含む。）又は合同会社形態の農林漁業法人等が投資対象となります。

問19 支援法人について、持株会社形態のものは対象となりますか。

持株会社が、農林漁業法人等に該当する子会社等の管理業務など、「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動」を行う場合には、支援法人として本制度の対象となり、当該持株会社を経由した農林漁業法人等への投資が可能です。

この場合、当該持株会社における「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標」として、農林漁業法人等に該当する子会社等の事業活動に関する目標を定めてください。

なお、当該持株会社が、農林漁業法人等に該当する子会社等のほかに、農林漁業法人等に該当しない子会社等を有することも差し支えありませんが、本制度に基づく投資資金は、農林漁

業法人等に該当する子会社等の事業活動に資する範囲で活用してください。

また、持株会社の全ての子会社等（農林漁業法人等に該当しない子会社等を含む）について、投資円滑化法施行規則第4条第2項第11号及び第4条第3項第11号の規定を準用することとし、これらの子会社等を当該各号に定める誓約の対象とします。

※農林漁業法人等投資育成事業において、支援法人となる持株会社は、子会社等に対してコンサルティングなどの経営支援を行う会社とします。

問20 持株会社が外国法人の場合、支援法人の要件を満たすためには、どのような点に留意する必要がありますか。

外国法人である持株会社は、問19の要件に加え、「我が国の農林漁業又は食品産業の事業者と取引、資本その他の面での密接な関連性を有する」必要があります。

持株会社自身が日本企業と密接な関連性を有していなくても、その農林漁業法人等に該当する子会社等が日本企業と密接な関連性を有している場合には、上記要件を満たすものとします。

また、当該持株会社における「我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標」として、日本企業と密接な関連性を有する農林漁業法人等に該当する子会社等の事業活動に関する目標を定めてください。

なお、公庫の出資を受けた投資主体が投資できる外国法人は、農林漁業法人等である我が国の農林漁業法人又は中小企業者と資本関係を有するものに限られます。詳しくは、公庫HPの募集要項をご確認ください。

問21 支援法人が「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動」と、それ以外の事業活動を営んでいる場合も、投資対象となりますか。

投資対象となり得ますが、本制度に基づく投資資金は、当該支援法人の事業のうち「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動」に資する範囲で活用してください。

ただし、以下の例のように、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動と、その他の事業活動が切り分けられない場合には、これらの事業活動全体を投資対象とすることも差し支えありません。

（例）

- ・ 支援法人が開発した新技術の事業化の方向性が明確に定まっておらず、農林漁業又は食品産業を含め、多方面での事業化を模索中の場合
- ・ 支援法人における基礎的な研究開発業務など、農林漁業又は食品産業に資する事業活動と

その他の事業活動が一体である場合

問22 個々の農林漁業法人等への投資判断に当たって、農林水産省や株式会社日本政策金融公庫の関与はありますか。

農林水産省が個々の投資判断に関与することはありません。

また、農林漁業法人等投資育成事業を行う者が投資事業有限責任組合の場合であって、株式会社日本政策金融公庫が同組合に出資している場合は、同公庫が有限責任組合員（LP）として、無限責任組合員（GP）に対してこれまでの経験等に基づいた意見具申を行います。個々の投資判断はGPが行うことになります。

一方、農林漁業法人等投資育成事業を行う者が株式会社の場合であって、同公庫が出資している場合は、同公庫は、その株主として当該会社に関与することになります。

問23 本事業を行うに当たって、投資主体が取得する株式又は持分に関して制限はあるのですか。

株式又は持分の取得に関しては、投資先農林漁業法人等の形態によって下表のような制限があります。

① 法第2条第1項第1号に掲げる法人（農業法人）

投 資 先		制 限 内 容
株式会社 （特例有限会社 含む。）	農地所有適格法人 の場合	・ 農地法により農地を所有する株式会社は非公開会社に限るとされており、発行される株式に譲渡制限があるため、株式の取得に際しては投資先の農地所有適格法人の承認が必要です。
	農地所有適格法人 以外の場合	・ 特例有限会社の場合は、上記のほか、会社法により株式の譲渡制限があるため、取得に際しては投資先の法人の承認が必要となります。
持分会社		・ 持分の取得に際しては投資先の会社の全社員の同意が必要となります。

農事組合法人	・ 農業協同組合法により、取得する持分の割合は総議決権の25%以内となります。 ・ 持分の取得に際しては投資先の組合の承諾が必要となります。
--------	---

② 法第2条第1項第2号～第5号に掲げる法人（農業法人以外の農林漁業法人等）

投 資 先	制 限 内 容
株式会社 (特例有限会社含む。)	・ 特例有限会社の場合は、会社法により株式の譲渡制限があるため、取得に際しては投資先の法人の承認が必要となります。
持分会社	・ 持分の取得に際しては投資先の会社の全社員の同意が必要となります。
農事組合法人	・ 農業協同組合法により、取得する持分の割合は総議決権の25%以内となります。 ・ 持分の取得に際しては投資先の組合の承諾が必要となります。
漁業生産組合	・ 水産業協同組合法により、取得する持分の割合は総議決権の25%以内となります。 ・ 持分の取得に際しては投資先の組合の承諾が必要となります。

注1：投資対象となる農林漁業法人等の形態については問18を参照。

注2：外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令で定めるものを除く。以下この注において同じ。）である農林漁業法人等に投資を行う場合にあっては、投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき、外国法人に対する投資額を全体の50%未満までとする制限があります。ただし、法第12条第1項に基づく農林水産大臣の確認を受けた場合は、この限りではありません。

問24 本事業により投資主体が取得した農地所有適格法人である農業法人の株式又は持分の処分の方法について教えてください。

農地所有適格法人である農業法人の株式又は持分の処分については、下表のような処分が一般的な方法になると考えられます。

投 資 先	処 分 方 法
株式会社 (特例有限会社含む。)	・ 投資先の会社の承認を得た上で、当該法人自身による買取り、その経営陣や株主、取引先などへの譲渡
持分会社	・ 投資先の全社員の同意を得た上で、当該会社の経営陣などへの譲渡 ・ 業務を執行しない有限責任社員による持分の譲渡は会社法第585条第2項の規定により、業務を執行する全社員の承諾があれば可能
農事組合法人	・ 投資先の組合の承認を得た上で、当該組合員による買取りなどによる譲渡

問25 本事業により株式会社又は投資事業有限責任組合が取得した農地所有適格法人以外の農業法人の株式又は持分の処分の方法について教えてください。

農地所有適格法人以外の農業法人の株式又は持分の処分については、農地法による株式又は持分の制限はありません。このため、問24の処分方法のほか、下表のような株式又は持分の処分方法が考えられます。

投 資 先	処 分 方 法
株式会社 (特例有限会社含む。)	・ 株式の第三者への譲渡のほか、一般企業と同様に株式市場での売却による処分も可能 ・ 特例有限会社にあつては、会社法により株式の譲渡制限があるため、投資先の会社の承認を得た上で、当該会社の株主以外の者への株式譲渡による処分も可能
持分会社	・ 投資先の全社員の承諾を得た上で、当該会社の社員以外の者への持分譲渡による処分も可能

農事組合法人	・当該組合の承認を得た上で、当該組合の組合員以外の者への持分譲渡による処分も可能 ・ただし、持分を譲り受ける者は、農業協同組合法により当該組合の定款に記載されている組合員資格の要件を満たす必要
--------	---

問26 農業経営発展計画（令和7年4月1日施行）によって農林漁業法人等投資育成制度はどのような影響がありますか。

農業経営発展計画制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第2条第3項第2号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

農業経営発展計画の承認の際に農地所有適格法人の提携事業者として記載された承認組合は、農地法特例（3分の2に満たない範囲内で出資可能）の適用を受けられます。

問27 農業経営発展計画制度にある提携事業者の要件として、投資円滑化法に基づく事業計画の承認を受けている投資事業有限責任組合（承認組合）のうち地方銀行等などが「主導する」とは具体的にどういうことですか。

主導的な役割を果たすとは、例えば地銀等が、当該承認組合の無限責任組合員である場合、又は当該者が当該承認組合における主要な出資者であり、かつ当該者の関連会社が無限責任組合員であるなど、実質的に当該承認組合の運営を担っている場合をいいます。なお、「食品事業者」と異なり、地銀ファンド等の場合「相当程度の実績」は必要ありません。

問28 ガイドライン第2（1）の表審査事項3の視点1にいう「農林漁業法人等の資金調達に係る自主的な判断を尊重し」とは、具体的にどのような取組が求められるのですか。

農林漁業法人等投資育成事業における投資が、農林漁業法人等の資金調達に関する自主的な判断を尊重する形で行われ、農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するものであることが求められます。

このため、事業計画の申請の際には、農林漁業法人等投資育成事業の運営に関する指針において、例えば、「投資の実施に際しては、投資主体は投資先となる農林漁業法人等に対し、当該投資により取得する議決権の比率、事業運営に関する方針、出資者と経営者の役割分担、持分や株式の処分に関する考え方について、十分な説明・協議の上で行うこと」等を定めていただく必要があります。

問29 輸入した農林水産物を扱う食品産業法人は投資対象となりますか。

令和3年の法改正では、昨今の農林漁業・食品産業分野における資金需要の高まりを踏まえ、元々対象であった農業法人に加え、食品産業を支援の対象として追加しましたが、これは、農林漁業と食品産業は互いに事業上の結びつきが強いことから、それぞれについて支援を講じることで、両者の持続的な発展を図っていくとの考えによるものです。

その際、個別の食品産業の事業者の中には、時期によって国産品と輸入品の取扱量が変化する事業者や、輸入原料と国産原料の両方を使った食品を製造している事業者など様々なケースが想定されることから、原材料を国産農林水産物に限定することはありません。

ただし、輸入原材料を扱う食品産業法人への投資については、上記の改正による追加の趣旨に鑑み、当該事業者の設定する目標が我が国の農林漁業の成長発展や農林水産物・食品の輸出拡大につながるものであるかどうかを基準に判断を行ってください。

問30 投資先の事業者が目標達成に取り組むことを断念した場合はどうなりますか。

目標達成に取り組まない事業者は、農林漁業法人等投資育成事業の支援対象とは認められませんので、事業計画の変更を指導する、投資を終了するなどの是正措置を講じてください。

是正がなされない状態で投資が継続する場合には、投資主体の側が、法に基づく指導監督の対象となる可能性があります。このため、投資先の事業者が法の趣旨に即した事業活動を行わない場合の取扱いについて、あらかじめ事業者との間で取り決めを行っておくなど、必要な措置をご検討ください。

ただし、やむを得ない事情により目標達成を断念する場合であって、投資の終了により投資主体の収益に深刻な悪影響が生じる等の場合には、個別に農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。